

令和8年度私立学校安全対策促進事業費補助金の概要

(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校用)



<目次>

令和8年度私立学校安全対策促進事業費補助金について	・・・1
耐震診断について	・・・2
耐震補強工事について	・・・4
耐震改築工事について	・・・6
アスベスト対策工事について	・・・10
令和8年度私立学校安全対策促進事業費補助金 事務手続上の注意点について	・・・12
私立学校安全対策促進事業費補助金 Q&A	・・・14
令和8年度私立学校安全対策促進事業費補助金 申請添付書類	・・・29
令和8年度私立学校安全対策促進事業費補助金 事務スケジュール（予定）	・・・33
補助金等交付財産の財産処分に係る事前協議の徹底について	・・・34

令和8年度私立学校安全対策促進事業費補助金について

1 補助金の概要

園舎・校舎等の教育施設の耐震化を図るために、平成15年度から開始した補助。平成19年度から、個人立又は宗教法人立幼稚園に対しても補助を実施。令和8年度においても引き続き、これらの学校・幼稚園に対し、補助を行う。

2 令和8年度における補助の内容

事業内容	補助対象経費（※1）	補助対象経費限度額（※2）	補助率（額）（※3）
1 耐震診断	耐震診断経費	なし	補助対象経費の4／5以内
2 耐震補強工事及び付帯工事	・工事費 ・実施設計費（但し補助対象工事費の 5% を上限とする）	1 学校・園につき 3億円 。 ただし、同一年度に複数の棟を対象として耐震工事を行う場合は、1 学校・園につき 6億円 。	耐震診断数値の結果により、①か②を適用する。 ①補助対象経費の2／3以内。 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is 値が0.3 以上 0.7 未満 ・q 値が0.5 以上 1.0 未満 ・CtuSd 値が0.15 以上 0.3 未満 【木造】 ・lw 値が0.7 以上 1.1 未満
3 耐震改築工事及び付帯工事	建物の補助対象面積（※4）に補助単価を乗じて得た額		②補助対象経費の4／5以内。 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is 値が0.3 未満 ・q 値が0.5 未満 ・CtuSd 値が0.15 未満 【木造】 ・lw 値が0.7 未満
4 アスベストの除去、封じ込め又は囲い込み工事	・工事費 ・調査分析費 ・実施設計費	1 学校・1 園あたり 2億円 。	補助対象経費の 1／2 以内 国庫補助事業の補助対象となった事業については、国が認める補助対象経費の1/3 以内

※1 補助対象経費には消費税を含みます。

※2 複数にわたる当事業内容を行う場合（例：診断と補強を同一年度に行う等）の補助対象限度額は、全補助対象経費の合計に対しての限度額となります。

※3 算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。

また、国庫補助事業の補助対象となった事業で、同一の補助対象経費部分については、国庫補助金相当額を差し引いて補助します。ただし、アスベストについては国庫補助の上乗せが可能です。

※4 対象となる旧建物のうち、耐震上問題のない階層の面積は補助対象になりません。

耐震診断について

1 補助の対象となる建物

新耐震設計基準（昭和 56 年度公布）前の基準により建築された園舎、校舎及び屋内運動場等の教育施設。

2 令和 8 年度における補助の内容

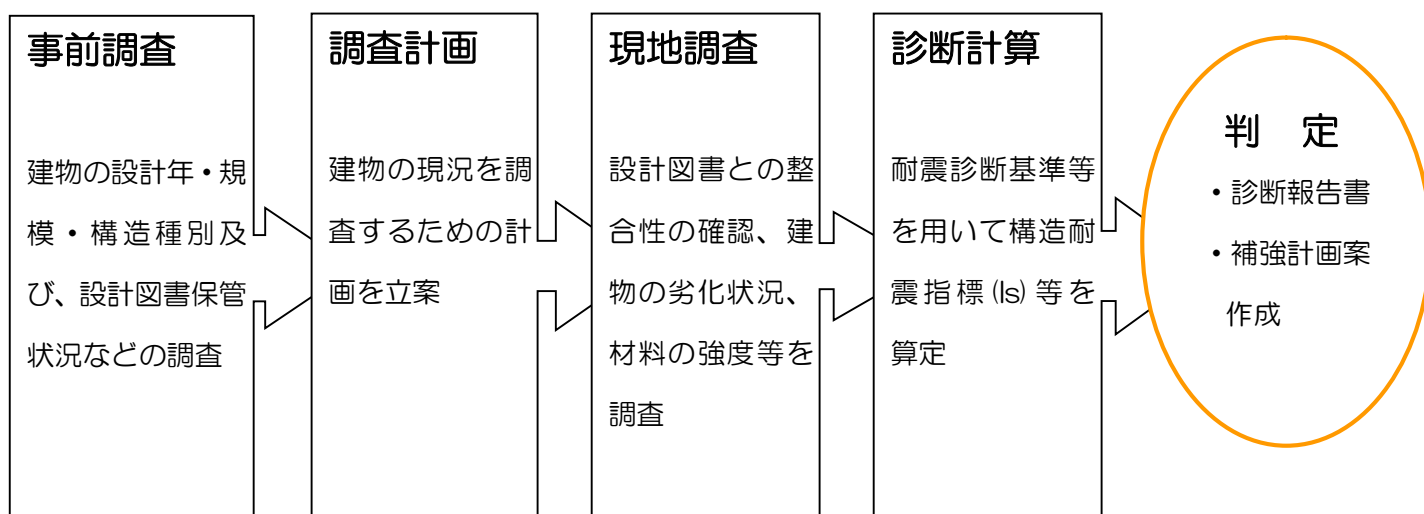
事業内容	補助対象経費※1	補助対象経費限度額	補助率
耐震診断	・耐震診断費（目視等による簡易な耐震診断を除く。）	なし	補助対象経費の 4 / 5 以内

※1 補助対象経費には消費税を含みます。

3 補助の対象となる経費

- ・耐震診断費（第 1 次診断及び簡易診断を除く）
- ・耐震診断に必要な現地調査費、予備調査費、図面作成費及び補強案作成費等も補助対象になります。

<耐震診断の流れ>



4 注意事項

- (1) 耐震診断は、診断を行った年度にのみ補助金の申請をすることができます。耐震補強工事や耐震改築工事を行った年度ではありませんので、注意してください。
- (2) 耐震診断の契約から完了、代金の支払いまでを同一年度内に終えてください。代金の支払いが診断実施の翌年度になった場合など、契約から代金の支払いが複数年度にまたがってしまった場合は、補助申請をしていたとしても補助対象外となります。
- (3) 補助金の申請に当たっては、3社以上の見積書が必要です。
- (4) 耐震補強工事又は耐震改築工事に関する補助金を申請する場合は、建物に耐震性がないことを明確に証明できることが必要です。そのためには耐震診断の結果が必要になりますので、新耐震設計基準（昭和56年度公布）前の基準により建築された教育施設で耐震性が不明なものについては、必ず耐震診断を行ってください。
- (5) 診断結果で耐震補強工事又は耐震改築工事が必要と判断された場合は、診断報告書を提出する際に補強計画案と一緒に提出してください。

5 参考

耐震診断とは建物の健康診断にあたるもので、旧耐震設計基準による建物等が新耐震設計基準と同等以上の耐震性を有するか否かを判定します。診断に当たっては、次の指標を用います。

Is値（木造はIw値）：構造耐震指標

建物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮した耐震診断基準に基づいて算定した建物の耐震性能を示す。

α値（非木造）：保有水平耐力に係る指標

地震による水平方向の力に対応する建物の強さを示す。

Ct uSd値（非木造）：累積強度指標と形状指標の積

地震による水平方向の力に対応する建物の強さを示す。

耐震補強工事について

1 補助の対象となる建物

新耐震設計基準（昭和 56 年度公布）前の基準により建築された園舎、校舎及び屋内運動場等の教育施設のうち、次の条件を満たす建物です。なお、事務局棟や管理棟など、学校法人が法人部門として管理している単独の建物は対象外とします。

(1) 鉄筋コンクリート、鉄骨・その他造

- ・ 補強前の l_s 値がおおむね 0.7 未満又は q 値がおおむね 1.0 未満（又は $CtuSd$ 値がおおむね 0.3 未満）であること、又は、 l_s 値がおおむね 1.0 以下で、補強を必要とする特別な理由があること。
- ・ 補強後の l_s 値がおおむね 0.7 を超え、かつ q 値がおおむね 1.0（ $CtuSd$ 値の場合はおおむね 0.3）を超えること、又は、これと同程度の耐震性能が得られると認められること。

(2) 木造

- ・ 補強前の l_w 値がおおむね 1.1 未満であること、又は、 l_w 値がおおむね 1.1 以上で、補強を必要とする特別な理由があること。
- ・ 補強後の l_w 値がおおむね 1.1 を超えること、又は、これと同程度の耐震性能が得られると認められること。

2 令和 8 年度における補助の内容

補助対象経費 ※1	工事費・実施設計費（工事費の 5% を上限とする）	
補助対象経費 限度額	3 億円/校・園 （ただし同一年度に複数の棟を対象として耐震補強を行う場合は、1 学校・園につき 6 億円）	
補助率(額) ※2	耐震性がないと診断された建物の耐震性能数値の最小値が、右欄のいずれかに該当する場合、補助対象経費の 2/3 以内 ※3	【鉄筋・鉄骨造等】
		・ l_s 値が 0.3 以上 0.7 未満 ・ q 値が 0.5 以上 1.0 未満 ・ $CtuSd$ 値が 0.15 以上 0.3 未満
	耐震性がないと診断された建物の耐震性能数値の最小値が、右欄のいずれかに該当する場合、補助対象経費の 4/5 以内 ※3	【木造】
		・ l_w 値が 0.7 以上 1.1 未満
		【鉄筋・鉄骨造等】
		・ l_s 値が 0.3 未満 ・ q 値が 0.5 未満 ・ $CtuSd$ 値が 0.15 未満
		【木造】
		・ l_w 値が 0.7 未満

- ※1 補助対象経費には消費税を含みます。
- ※2 補助率は、当該建物（構造上の一棟）における耐震性能数値のうち、最も低い値で判定し、建物（構造上の一棟）ごとに適用します。外観が一棟でも、構造上は複数棟に分かれている場合がございますので、ご注意ください。
- ※3 国庫補助事業の補助対象となった事業で、同一の補助対象経費部分については、国庫補助金相当額を差し引いて補助します。

3 補助の対象となる経費

(1) 工事費

補助金申請年度に実施した、耐震補強又は補強に付随する以下の工事内容が該当します。（※20 ページ Q&A に具体的な例が掲載してあります。ご参照ください。）

ア 柱、壁、梁等の補強又は増設に必要な工事

イ 庇、窓、天井及び屋上の防水工事、塔屋の撤去・付け替え等の耐震性能の向上に資するために行う工事

ウ 上記ア及びイの工事に伴い必要となる内外装、建具、設備及び電気等の工事

エ 上記ア及びイの工事に伴い低下する教室の環境条件を回復するために必要となる照明設備、換気設備、空調設備及び内外装の補修・変更に必要な工事

オ 上記ア及びイの工事に伴い必要となる教室の変更のための工事

カ 補強工事の実施に伴い必要となる仮設建物工事

キ その他、必要と認められる付帯工事

(2) 実施設計費（基本設計費及び監理費は含まない）

工事実施年度（補助金申請年度）及びその前年度に、契約及び支払を行った実施設計費について、補助対象となる工事費の5%を上限として補助対象経費とします。

4 注意事項

- (1) 耐震補強工事に関する補助を申請する場合は、当該工事に係る建物について耐震性がないことを明確に証明する必要があります。そのためには、耐震診断の結果が必要になりますので、耐震性が不明な建物については、まず耐震診断を受けて耐震性の有無を確認してください。
- (2) 工事については、契約から完了、代金の支払いまでを同一年度内に終えてください。
代金の支払いが工事実施の翌年度になった場合など、契約から代金の支払いが複数年度にまたがってしまった場合は、補助申請をしていたとしても補助対象外となります。
- (3) 補助金の申請に当たっては、原則として全ての契約行為について、3社以上の見積書が必要です。

耐震改築工事について

1 改築

補助制度上の改築とは、原則として、補助対象施設の全部を除却し、引き続いて従前と用途が著しく異ならない建物を建てることをいいます。旧校舎を取り壊し、別の既存校舎に増築することや、旧校舎の敷地外に新たな校舎を新設することは、補助制度上の改築には当たりません。

2 補助の対象となる建物

新耐震設計基準（昭和 56 年度公布）前の基準により建築された園舎、校舎及び屋内運動場等の教育施設で、次の条件を満たす建物が耐震改築工事の補助対象となる建物です。

- (1) 鉄筋コンクリート、鉄骨・その他造の教育施設については、 I_s 値がおおむね 0.7 に満たないこと、若しくは、 q 値がおおむね 1.0 に満たないこと（ C_{tuSd} 値の場合、おおむね 0.3 に満たないこと）が認められる建物。なお、耐震補強工事では対応できない特別な理由がある建物に限る。
- (2) 木造の教育施設については、 I_w 値がおおむね 1.1 に満たないことが認められる建物。なお、耐震補強工事では対応できない特別な理由がある建物に限る。

3 令和 8 年度における補助の内容

補助対象経費 ※1	建物の補助対象面積※2 に補助単価を乗じて得た額※3	
補助対象経費 限度額	3 億円/校・園（ただし同一年度に複数の棟を対象として耐震改築を行う場合は、1 学校・園につき 6 億円）	
補助率（額） ※4	耐震性がないと診断された建物の耐震性能数値の最小値が、右欄のいずれかに該当する場合、補助対象経費の 2/3 以内 ※5	【鉄筋・鉄骨造等】 ・ I_s 値が 0.3 以上 0.7 未満 ・ q 値が 0.5 以上 1.0 未満 ・ C_{tuSd} 値が 0.15 以上 0.3 未満
		【木造】 ・ I_w 値が 0.7 以上 1.1 未満
	耐震性がないと診断された建物の耐震性能数値の最小値が、右欄のいずれかに該当する場合、補助対象経費の 4/5 以内 ※5	【鉄筋・鉄骨造等】 ・ I_s 値が 0.3 未満 ・ q 値が 0.5 未満 ・ C_{tuSd} 値が 0.15 未満
		【木造】 ・ I_w 値が 0.7 未満

※1 補助対象経費には消費税を含みます。

※2 補助対象面積

補助対象建物のうち、耐震性がないと診断されたフロアの面積。

ただし、補助対象建物よりも延べ床面積の小さい建物を建設する場合は、耐震性のないフロア面積に建物の縮小率を乗じた面積とします。

※3 補助単価は以下の①と②を比較して、いずれか低い額を単価として採用します。

① 体育館＝437,239円/㎡

校舎等（体育館以外）＝389,642円/㎡

② 要領第2 3(3)に定める補助対象事業に要する経費を建築面積で除して得た額
（1円未満の端数切捨て）

※4 補助率（額）

当該建物（棟）における耐震性能数値のうち、最も低い値で判定し、建物（棟）ごとに適用します。

※5 国庫補助事業の補助対象となった事業で、同一の補助対象経費部分については、国庫補助金相当額を差し引いて補助します。

4 補助の対象となる経費

- (1) 実施設計費
- (2) 工事監理費
- (3) 補助対象施設の解体撤去費
- (4) 建物の躯体工事費（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）
- (5) 仕上げ関係工事費（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等）
- (6) 電気、照明設備、換気設備及び空調設備等の付帯工事（当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事及び同一敷地外の工事は付帯工事に含めない。）
- (7) その他必要と認められる工事

なお、家具又は備品とみなされるもの（机、いす、タンス及びカーテン等）は、建物に固定されていても原則として補助対象経費に含めない。又、改築に伴う仮施設に係るものは補助対象経費に含めない。

5 注意事項

- (1) 補助金の申請に当たっては、建物の各フロアのI s値及びq値（CtuSd値）（非木造）又はI w値（木造）が必要となります。これらの指標が不明なものは、耐震診断（鉄筋・鉄骨・その他…2次診断 木造…一般又は精密診断）を行い、各フロアのI s値及びq値（CtuSd値）（非木造）又はI w値（木造）を測定してください。
- (2) 補助申請に当たっては、3社以上の見積書が必要になります。
- (3) 補助対象面積は、取り壊す旧建物のうち、耐震上問題のあるフロアの実面積です。改築後の新建物のフロア面積ではありませんので、ご注意ください。
- (4) 耐震改築は、工期が複数年度に渡っても補助対象となります。その場合、年度ごとに補助金申請をしていただき、年度ごとに決定することとなります。補助金の交付申請額については、その年度の工事の進捗率に応じた交付額と、契約代金支払額のうちいずれか低い額となります。
- (5) 申請時の工事の進捗率（計画）に対し、実際の工事が予定どおりに進まなかった場合、当該年度の補助金額は、実際の工事の進捗率により算定します。そのため、当初計画時に、工期等の遅れがないよう十分に検討した上で、進捗率（計画）をご申請ください。
- (6) 新築や増築は補助対象となりません。

令和8年度 耐震改築工事 補助の事例

*算定に必要な情報

基準単価 体育館: 437,239 円/㎡ 校舎等(体育館以外): 389,642 円/㎡

補助率 以下の値のいずれかに満たない場合は **4/5** 以下の値以上で耐震性のない場合は **2/3**
 I_s 値0.3 ・ q 値0.5 ・ C_{TuSd} 値0.15 ・ I_w 値0.7

事例1 高等学校:工事が単年度で終わる場合

一部のフロアに耐震性のない建物を取り壊し、新たに同規模・同目的の建物を建設する場合

旧建物:普通教室棟

	面積	I_s 値	q 値	耐震性
4F	750㎡	0.73	1.25	○
3F	750㎡	0.45	1.20	×
2F	750㎡	0.37	0.90	×
1F	750㎡	0.35	0.88	×

診断結果

耐震性のない面積:2,250㎡

新建物:普通教室棟

4F	750㎡
3F	750㎡
2F	750㎡
1F	750㎡

改築

建設工事費:12億円

(1) 補助対象となる面積 …旧建物の耐震性のないフロア面積 $750\text{㎡} \times 3\text{フロア} = 2,250\text{㎡}$

(2) 補助単価 …基準単価と建設単価を比較し、低い金額を採用

建設単価=新建物の建設工事費÷実施工事面積(延べ床面積) ※1円未満は切り捨て

$12\text{億円} \div 3,000\text{㎡} = 400,000\text{円/㎡} > \text{基準単価 } 389,642\text{円} \leftarrow \text{採用}$

(3) 補助率 …各耐震性能数値の一番低い値が、各数値の上記の値未満か以上か

I_s 値 0.35 $> 0.30 = 2/3$

(4) 補助金額 ※千円未満は切り捨て

…補助対象面積×補助単価=補助対象経費 ※上限は3億円 補助対象経費×補助率

$2,250\text{㎡} \times 389,642 = 876,694,500\text{円} \rightarrow 300,000,000\text{円} \times 2/3 = 200,000,000\text{円}$

事例2 幼稚園:工事が単年度で終わる場合

全部のフロアで耐震性のない建物を取り壊し、フロア数を増やして新たに同目的の建物を建設する場合

旧建物:園舎

	面積	I_w 値	耐震性
1F	500㎡	0.17	×

診断結果

耐震性のない面積:500㎡

新建物:園舎

2F	500㎡
1F	500㎡

改築
(規模増)

建設工事費:5億円

(1) 補助対象となる面積 …旧建物の耐震性のないフロア面積 $500\text{㎡} \times 1\text{フロア} = 500\text{㎡}$

(2) 補助単価 …基準単価と建設単価を比較し、低い金額を採用

建設単価=新建物の建設工事費÷実施工事面積(延べ床面積) ※1円未満は切り捨て

$5\text{億円} \div 1,000\text{㎡} = 500,000\text{円/㎡} > \text{基準単価 } 389,642\text{円} \leftarrow \text{採用}$

(3) 補助率 …各耐震性能数値の一番低い値が、各数値の上記の値未満か以上か

I_w 値 0.17 $< 0.70 = 4/5$

(4) 補助金額 ※千円未満は切り捨て

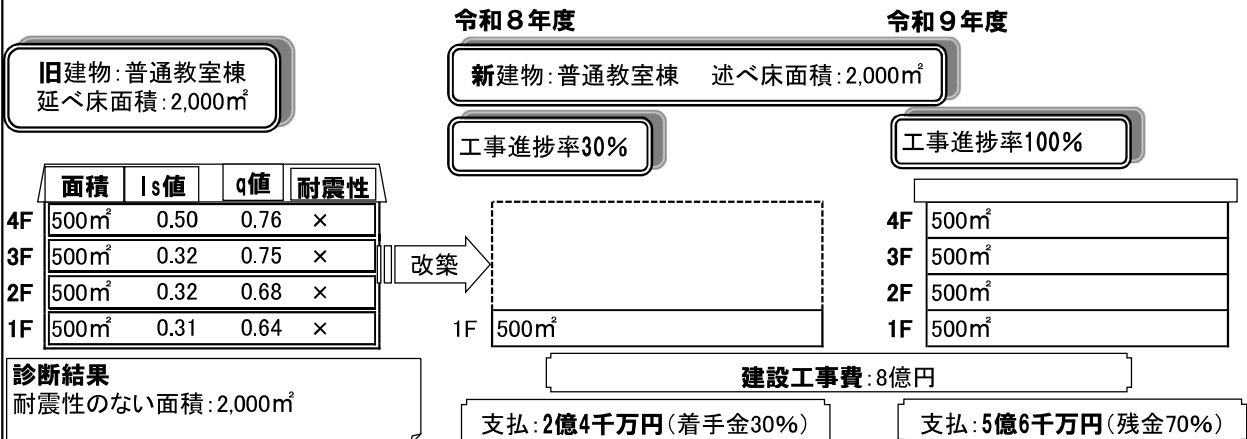
…補助対象面積×補助単価=補助対象経費 ※上限は3億円 補助対象経費×補助率

$500\text{㎡} \times 389,642 = 194,821,000\text{円} \times 4/5 \rightarrow 155,856,800\text{円}$

令和8年度 耐震改築工事 補助の事例

事例3 中学校:工事が複数年度にわたる場合

令和8～9年度の2カ年計画で全部のフロアで耐震性のない建物を取り壊し、新たに同規模・同目的の建物を建設する場合



(1) 補助対象となる面積 …旧建物の耐震性のないフロア面積

2,000㎡

(2) 補助単価 8億円 ÷ 2,000㎡ = 400,000円/㎡

> 基準単価

389,642円

←採用

(3) 補助率 2/3

(4) 補助交付予定総額 ※千円未満は切り捨て

2,000㎡

×

389,642

=

779,284,000円

※上限は3億円

↓

300,000,000円

×

2/3

= 200,000,000円

(5) 補助交付予定額(令和8年度申請分) ※千円未満は切り捨て

…補助金交付予定総額を、工事進捗率で按分した額と、令和8年度契約代金支払額を比較し、低い金額を採用

工事進捗率

令和8年度契約代金支払額

200,000,000円

×

30%

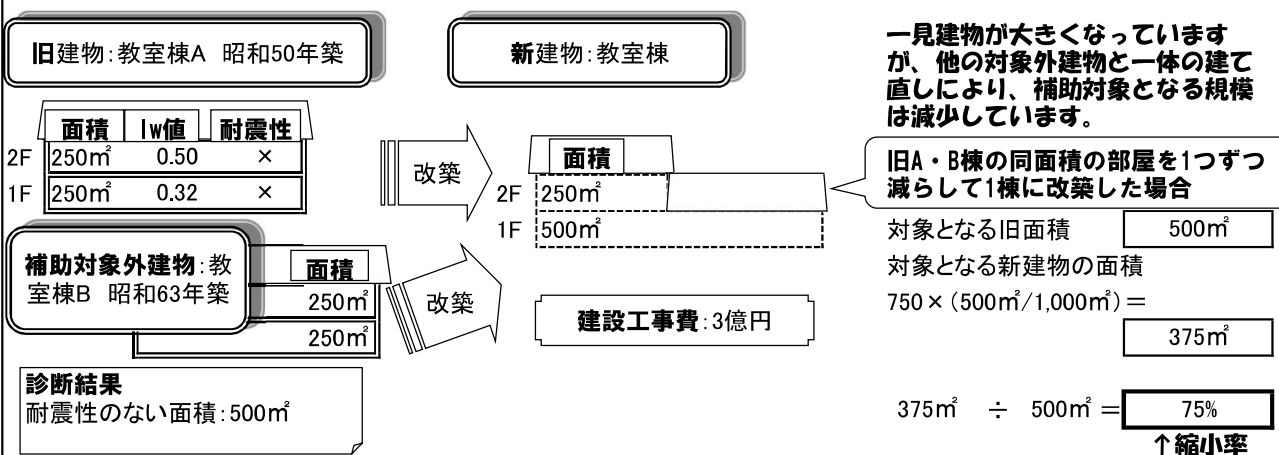
=

60,000,000円

<

240,000,000円

事例4 幼稚園:延べ床面積の小さい建物を建設する場合



(1) 旧建物の耐震性のないフロア面積

500㎡

(2) 補助単価 3億円 ÷ 750㎡ = 400,000円/㎡

> 基準単価

389,642円

←採用

(3) 補助率 4/5

(4) 縮小率 75%

(5) 補助対象となる面積…縮小後の補助対象面積

375㎡

(6) 補助交付予定額 ※千円未満は切り捨て

375㎡

×

389,642円

=

146,115,750円

×

4/5

→

116,892,600円

アスベスト対策工事について

1 補助の対象となる建材

平成 8 年以前に竣工した建物（改修工事も含む）（※1）に使用されている、次のものです。

(1) 吹き付け石綿等

石綿障害予防規則に定める石綿等（※2）で、建物の壁、柱、天井に吹き付けられたもの（アスベスト材が含有されているボードは対象外）。

(2) 張り付け石綿等

張り付けられた石綿（※2）等が使用されている、露出配管等の保温材及び煙突等の耐火被覆材、断熱材。

※1 学校法人が法人部門として管理している単独の建物は対象外とします。

※2 石綿の種類

アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト

2 令和8年度における補助の内容

補助対象経費※1	工事費・調査分析費・実施設計費
補助対象経費 限度額	2億円/校・園
補助率(額)	補助対象経費の $\frac{1}{2}$ 以内 国庫補助事業の補助対象となった事業については、国が認める補助対象経費の $\frac{1}{3}$ 以内※2

※1 補助対象経費には消費税を含みます。

※2 国庫補助の上乗せ補助が可能です。

3 補助の対象となる経費

(1) 工事費

ア 庇、窓、天井、柱、壁、梁等におけるアスベスト除去、封じ込め又は囲い込み工事に必要な工事

イ 上記アの工事に伴い必要となる内外装、建具、設備及び電気等の工事

ウ 上記アの工事に伴い低下する教室の環境条件を回復するために必要となる照明設備、換気設備、空調設備及び内外装の補修・変更に必要な工事

エ 上記イの工事に伴い必要となる教室等の変更のための工事

- オ アスベスト対策工事の実施に伴い必要となる仮設建物工事
 - カ アスベスト対策工事の実施に先立ち又は実施に伴い必要となる応急措置
 - キ その他、必要と認められる付帯工事等
- (2) 調査分析費
 - (3) 実施設計費

4 注意事項

- (1) アスベストの恒久的な対策工事を伴わない応急措置、調査分析又は実施設計のみを行う場合は補助の対象とはなりません。
- (2) 工事については、契約から完了、代金の支払いまでを同一年度内に終えてください。代金の支払いが工事実施の翌年度になった場合など、契約から代金の支払いが複数年度にまたがってしまった場合は、補助申請をしていたとしても補助対象外となります。
- (3) 補助金の申請に当たっては、原則として全ての契約行為について、3社以上の見積書が必要です。

令和8年度私立学校安全対策促進事業費補助金 事務手続上の注意点について

◇業者の決定

補助金の手続の透明性を確保するため、耐震診断、耐震補強工事、耐震改築工事及びアスベスト対策工事を行う際には、原則として入札や複数業者による見積競争により契約の相手方を決定してください。

事業計画書提出の際、診断・設計・工事のそれぞれについて同一条件で取った3社以上の見積書を添付していただきます。

また、実績報告書提出の際、契約書の写し、請求書の写し、領収書の写し等を添付していただきます。必ず書面により契約関係事務を進めていただくようお願いいたします。

◇補助対象事業の実施

令和8年度中に契約、着工、竣工、代金の支払いを完了する必要があります。つまり、工事の契約から代金の支払いまでを、補助申請と同一年度に行ったものが補助対象となります。ただし、実施設計費は工事実施年度及びその前年度支出分が対象となります。

なお、国庫補助金（私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費））と併用して申請する幼稚園においては、アスベスト対策工事実施前年度支出分の実施設計費が対象外とされているため、ご注意ください。

また例外として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が行う耐震改築工事に限り、設計から改築工事の完了、代金の支払いまでが複数年度にわたるものも補助対象となり得ます。ただし、この場合も補助金申請年度の翌年度以降の補助金交付を保証するものではありません（*13ページに具体的な事例が掲載してあります。ご参照ください。）。

◇現地調査の実施

耐震補強工事、耐震改築工事及びアスベスト対策工事については、工事が完了した後、私学部職員が現地調査に伺います（日程は別途ご連絡します。）。施工後の現場確認と各種申請書類・契約書類の確認を行います。

◇補助金の交付

補助金の交付は、実績報告書の提出後、補助金額が確定した後となります。翌年度の交付（令和9年5月に交付予定）となりますので、ご注意ください（補助金の交付を待ってから工事代金を支払うことはできません。）。

◇財産処分の制限

補助対象となった建物は、事業が完了した後、下記の期間内に都知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付又は担保に供することはできません。財産処分制限期間内に処分等を行う場合は、私学部を通じて知事の承認を受ける必要があります。

財産処分の制限期間内に幼稚園等を廃止した場合、都は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

【参考】耐用年数

建物（鉄筋コンクリート造）	47年
（鉄骨・その他造）	34年
（木造）	22年

(1) 耐震診断の事例

R8年4月		R9年4月	補助の可否
R7年度	R8年度	R9年度	
	★ 見積 ★ 契約 ★ 診断 (¥) 代金支払		○ 補助対象
★ 見積	★ 契約 ★ 診断 (¥) 代金支払		○ 補助対象 (見積については前年度でも可)
	★ 見積 ★ 契約 ★ 診断	(¥) 代金支払	× 補助対象外 (代金支払が翌年度になっている為)

(2) 耐震補強・改築工事、アスベスト対策工事の事例

R8年4月		R9年4月	補助の可否
R7年度	R8年度	R9年度	
	★ 設計契約 ★ 工事契約 ★ 工事着工 ★ 工事竣工 (¥) 代金支払		○ 補助対象
★ 設計契約	★ 工事契約 ★ 工事着工 ★ 工事竣工 (¥) 代金支払		○ 補助対象 (設計契約については前年度でも可。ただし、幼稚園におけるアスベスト対策工事(国庫補助対象事業)を除く。)
★ 設計契約 (¥) 工事契約	★ 工事着工 ★ 工事竣工 (¥) 代金支払		× 補助対象外 (工事契約の締結が前年度中の為)
	★ 設計契約 ★ 工事契約 ★ 工事着工 ★ 工事竣工	(¥) 代金支払	× 補助対象外 (代金支払が翌年度になっている為)
※年度をまたがる耐震改築工事に限り、例外的な取り扱いがあります。			

注)この他、不明な点や疑問点が生じた場合は、学校で判断せずに必ず助成担当までお問い合わせください。

私立学校安全対策促進事業費補助金 Q & A

<全般的事項>

Q 1 補助項目には何がありますか？

A 1 「耐震診断」「耐震補強工事」「耐震改築工事」「アスベスト対策工事」の4項目です。

Q 2 補助金はいつ交付されますか？

A 2 この補助金は、実績報告書の提出の後、補助金額が確定してから交付されます。したがって、実際に補助金が入金されるのは、翌年度の5月頃（令和8年度に補助金申請した場合には令和9年5月頃）になる予定です。

Q 3 補助対象事業はいつ実施すればよいですか？

A 3 補助対象事業は、補助金を申請する年度、つまり令和8年度中に契約、着工、竣工、代金の支払いまでを完了したものが対象となります。

したがって、例えば、令和8年4月に耐震診断の契約を締結し2～3ヶ月中に診断費の支払いまで完了した事業については、「耐震診断」補助の対象となります。

また、令和8年7月に耐震診断の契約を締結、診断後に補強工事を行い、令和9年3月中に診断・設計・補強工事の代金の支払いまでを完了した事業については、「耐震診断」及び「耐震補強工事」の補助対象となります。

また、一方で、令和9年3月に契約し令和9年4月に代金の支払いを完了する等、年度をまたぐ事業については補助対象とはなりませんのでご注意ください。契約、着工、竣工、支払いの日付は実績報告の時点で補助金交付前に確認いたします。

例外として、耐震改築工事については、設計から改築工事の完了、代金の支払いまでが複数年度にまたがる場合も補助対象となり得ます。ただし、この場合も、補助金申請年度の翌年度以降の補助金交付を保証するものではありません。

Q 4 補助金の申請前に、耐震診断や工事に着手することはできますか？

A 4 東京都の補助金では、補助金申請事務の進行に係らず、事業を進めていただくことが可能です。

Q 5 申請を行う学校等が多数あった場合、補助率が変わることはありますか？

A 5 多くの学校等から申請があった場合、予算の範囲内での補助金交付となります。

Q 6 補助対象となる建物を複数の学種（例えば、高等学校と中学校）で共用している場合、どのように申請すればよいですか？

A 6 合理的な按分方法（例えば、在学生生徒数の割合や使用時間数、占有面積等）により、補助対象経費を共用している学種間に割り振って申請してください。

なお、按分方法については個別事情があるため、各学校において合理的と考えられる方法を採用してください。

また按分して申請する際は、合理的な按分方法で学校ごとに経費を算出した計算過程がわかる資料（様式自由。A 4 一枚程度）と根拠資料（在籍人数表、経理規則等）を別途提出してください。

Q 7 建物ごとに、当該年度に申請する補助項目が異なる場合、どのように申請や準備をすればよいですか？

A 7 具体的には、各申請段階にてお知らせいたしますが、建物ごとにかかる費用を算出の上、様式や資料を準備する必要があります。事業計画書提出時の事例（28 ページ）を参考にしてください。

Q 8 宗教法人立幼稚園で1つの建物を幼稚園と教会が区分所有している場合、当該建物全体が補助対象になるのでしょうか？

A 8 私立学校安全対策促進事業費補助金は、私立学校に対する補助制度であるため、対象となるのは幼稚園が区分所有している部分のみです。

Q 9 補助対象外の区画や工事内容も合わせて発注してもよいのでしょうか？

A 9 並行して行っていただいても結構ですが、補助金申請の際に補助対象外経費を計上しないようご注意ください。

補助対象外経費を含む見積書で補助申請を行う場合は、項目の抜き出しや、面積按分等により、補助対象経費を明確化してください。諸経費など、補助対象外経費も含めて算定している共通経費も按分する必要があります。申請の際には合理的な按分方法で経費を算出した計算過程がわかる資料（様式自由。A 4 一枚程度）と根拠資料を別途提出してください。

なお、見積書、契約書等をあらかじめ分ければ、補助対象に関する見積書をそのまま補助対象経費の見積額とできます。

Q10 耐震補強工事又は耐震改築工事を行う場合、耐震診断の結果は必要ですか？

A10 必要です（補助対象とするためには、建物の耐震性の有無を確認する必要があるためです）。

なお、耐震診断報告書は、工事実施年度から起算しておおむね10年前に診断したもののまでが、補助金申請上は有効です。

Q11 第三者機関による評定を受ける必要はありますか？

A11 補助の要件にはしていませんが、評定を受けた場合、耐震診断項目に補助対象経費として計上することが可能です。

Q12 補助事業実施に際し、入札や見積競争により業者及び金額等を決定すべきですか？

A12 補助事業を行うに当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その手続の透明性を確保することが重要です。

そのためには、公正かつ客観的な基準に基づく競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、原則として入札や複数業者による見積競争による必要があります。

診断、設計、工事のそれぞれについて、同一条件で取った3社以上の見積書を添付していただくことにしていますので、ご注意ください。

Q13 補助金の交付対象となった場合、処分制限等は生じますか？

A13 補助金の交付対象となった建物は、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その目的に従って使用する必要があります。

また、下記期間内において、都知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付又は担保に供してはなりません。期間前に処分等を行う場合には、私学部を通じて知事の承認を受ける必要があります。

財産処分の制限期間内に学校を廃止したり、補助対象となった校舎等を取り壊したりした場合、都は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

【参考】耐用年数

建物（鉄筋コンクリート造）	47年
（鉄骨・その他造）	34年
（木造）	22年

Q14 区や市から経費の一部を補助されることとなっています。残りの部分について都から補助を受けることができますか？

A14 他の地方自治体の補助の対象となっている経費は、都の補助対象から除外されます。対象となる経費について区や市の補助金制度を確認してください。

Q15 他県にある合宿所等の校外施設は補助対象となりますか？

A15 この補助制度は、私立学校施設の耐震化を図り、児童・生徒等の安全を確保することを主な目的としていることから、他県にある校外施設であっても、私立学校安全対策促進事業費補助金取扱要領で補助対象施設とされている教育施設等に該当するものは、補助対象となります。

ただし、原則として、児童・生徒等が一年の大半を過ごす都内教育施設の耐震性の確保を最優先とします。

Q16 個人立等幼稚園で設置者不在の場合は、補助対象となりますか？

A16 「私立学校安全対策促進事業費補助金交付要綱」第2に基づき、補助対象者は学校教育法附則第6条の規定による私立の幼稚園を設置する者であるため、設置者不在となっている幼稚園に対しては、この補助金を交付することができません。

Q17 複数の事業を同時に行う場合（例：本園舎で改築、別棟で補強を行う等）、契約は事業ごとに分けるべきですか？

A17 原則として事業ごとに契約してください。

例えば複数年度にわたる工事も補助対象となり得る改築工事と、補助金交付年度内に工事を完了することが補助要件になっている補強工事を併せて契約すると、契約書に記載している工期の日付等から、補強工事が年度内に完了したことを確認するのが困難になる場合があるためです。

<耐震診断>

Q 1 補助金対象となる建物はどのようなものですか？

A 1 昭和 56 年以前（新耐震設計基準公布前）に建てられた園舎、校舎等の教育施設です。木造も補助対象となります。

Q 2 補助の対象となる耐震診断とはどのようなものですか？

A 2 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に定める方法により実施する耐震診断が補助の対象となります。

（詳細は

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/taishin/kihonhoushinsaisyuu.pdf>）

なお、診断の結果、耐震補強工事を実施しない場合も補助対象となります。

Q 3 補助金を申請する年度はいつですか？

A 3 **実際に耐震診断を実施する年度に申請します。工事を実施する年度に診断の補助申請をするのではなく、診断を実施する年度中に申請していただきませんと補助対象とはなりませんので、ご注意ください。**

スケジュール上、年度内に耐震診断・実施設計・耐震補強工事を全て終えるのは難しいケースもあると思います。令和 8 年度に耐震診断を行い、令和 9 年度に設計、工事を行うなど、計画的に工事を進めてください。

Q 4 耐震診断を実施するときの補助率はどのくらいですか？

A 4 耐震診断経費の 5 分の 4 以内となります。

Q 5 耐震診断を実施し、区から経費の一部を補助されることとなっています。残りの部分について都から補助を受けることができますか？

A 5 他の自治体の補助の対象となっている経費は、都の補助対象から除外されます。対象となる経費について区の補助金制度を確認してください。

＜耐震補強工事＞

Q 1 補助対象となる建物はどのようなものですか？

A 1 昭和 56 年以前（新耐震設計基準公布前）に建てられた園舎、校舎等の教育施設です。鉄筋コンクリート、鉄骨・その他造の教育施設の外、木造のものも補助対象となります。

加えて、耐震診断を実施し、鉄筋コンクリート、鉄骨・その他造の場合は I_s 値がおおむね 0.7 に満たないこと若しくは q 値がおおむね 1.0 に満たないこと（または $C_{tu}S_d$ 値がおおむね 0.3 に満たないこと）、木造の場合は I_w 値がおおむね 1.1 に満たないこと等の診断結果が出た建物であることが必要です。

これらの指標が不明な建物については補助対象とはなりませんので、早急に耐震診断を実施し、耐震性の有無を確認してください。

Q 2 補助の対象となる経費は何ですか？

A 2 補助の対象となる経費は、「工事費」、「実施設計費」です。

なお、実施設計費は、工事の実施年度に合わせて補助金申請することになります。また、耐震診断については、耐震診断の実施年度に申請してください。

Q 3 補助金を申請する年度はいつですか？

A 3 実際に耐震補強工事を実施する年度に申請します。

工事費については、補助金申請年度内に契約、着工、竣工、代金の支払いを終える必要があります。契約から代金の支払いは、工事実施と同一年度に行ったものが補助対象となります。

実施設計費については、補助金申請年度及びその前年度支出分を計上することができます。

いずれも、契約、着工、竣工、支払の日付は、現地調査・実績報告の時点で補助金交付前に確認いたします。

Q 4 耐震補強工事の補助率はどのくらいですか？

A 4 補助対象経費（1 学校・園当たり 3 億円を上限。ただし同一年度に複数の棟を対象として耐震補強を行う場合は、1 学校・園につき 6 億円）に対し、次表のとおりとなります。

(木造) Iw 値が 0.7 以上 1.1 未満 (木造以外) Is 値が 0.3 以上 0.7 未満又は q 値が 0.5 以上 1.0 未満又は CtuSd 値が 0.15 以上 0.3 未満	補助対象経費の 2/3 以内
(木造) Iw 値が 0.7 未満 (木造以外) Is 値が 0.3 未満又は q 値が 0.5 未満又は CtuSd 値が 0.15 未満	補助対象経費の 4/5 以内

補助率は、当該建物における耐震性能数値のうち、最も低い値で判定し、棟ごとに適用します。

Q 5 補助の対象となる付帯工事の範囲はどこまでですか？

A 5 下表のような付帯工事費が補助の対象となります。

なお、本補助金は、建築物の耐震性能確保を目的としたものであるため、補助対象と認められる付帯工事は、原則として本体工事に関連するものであり、かつ工事前の利用環境に相当する原状復帰を限度とします。すなわち、耐震補強工事以外の理由による設備等の増設やレベルアップ並びに、本体工事に関係しない非構造部材の耐震対策工事は対象外となります。また、建物に固定されていない備品や消耗品（カーテン等）も対象外となります。

工 事 区 分	付 帯 工 事 の 範 囲
窓枠の取り替え等	①耐震補強壁等設置部分 ②連窓窓枠の場合で、一部分が耐震補強壁等に係る場合もすべて対象とする。 ③補強建物等の窓ガラスを強化ガラス等に変更する場合は対象とする。また、強化ガラスに変更することにより必要となる窓枠の変更も対象とする。
外 装	①側面に耐震補強壁等を一箇所以上設置した同一側面のうち耐震補強工事に伴い必要となる範囲を対象とする。 ②鉄筋コンクリートの亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等の工事（外壁モルタル等の仕上げの剥落防止を目的としたものを除く。）に関連して塗装が必要となる同一側面は対象とする。
内 装	①耐震補強壁等の設置に伴い必要となる床・壁・天井等の内装は対象とする。 ②廊下部分に耐震補強壁等を設置する場合は、必要最小限の範囲を対象とする。 ③耐震補強壁等の設置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等は対象とする。
照明器具の増設等	耐震補強壁等の設置に伴い、天井材の改修を行う場合に必要となる照明器具の改修を対象とする。

工 事 区 分	付 帯 工 事 の 範 囲
建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置	①耐震補強壁等設置部分で、他の位置への復旧は対象とする。 ②耐震補強壁等接地面ではないが、床・壁・天井を撤去することに伴い、ロッカー等を必然的に撤去、復旧する場合は対象とする（他の位置への復旧を含む。）。 ③耐震補強壁等設置に伴い、部屋の配置替を実施する場合の新旧の撤去復旧費及び他の用途への改造費を含む。
建物の軽量化等	①既存の防水層を撤去し露出防水として軽量化を図る等の場合は対象とする。 ②軽量化を図るための屋上フェンス、塔屋、庇等の撤去を含む。
天窓等の設置	屋上部分の軽量化のためや、照度上の効果等のために天窓等を設置する場合は対象とする。
高架水槽の移設等	建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされている場合、耐震性高架水槽への交換は対象とする。
防火扉等の設置	建築基準法、消防法等の法令の規定により、今回本体工事を行うことに伴い補強建物の内部の設置を義務づけられているもの（防火扉等に関する制御装置を含む。）については対象とする。
設備関係の改造	①本体工事に関連して必要となる設備関係の改造について対象とする。なお、キュービクル等、関連して補強建物以外の設備関係工事を要する場合は対象とする。 ②空調設備については、耐震補強壁等設置室を対象とする。
仮設建物工事（リース料）	本体工事を実施する建物面積を限度に対象とする。
補強建物等に隣接する倉庫等の撤去・復旧	本体工事の施工上、撤去せざるを得ない場合については対象とする。
耐震補強工事と他の施設整備事業との合併施工	耐震補強工事と他の施設整備事業を合併して行う場合、足場等が他の施設整備事業に利用されていても、本耐震補強工事に必要な足場等であれば、耐震補強工事の対象とする。
その他	特に必要と認められる工事。

Q 6 工期を分けて補強工事を実施する場合、補助は受けられますか？

A 6 各工期の事業が、それぞれ年度内で完結し、それぞれ年度内で、工事箇所の耐震性能が確保できていれば、補助対象となります（Q 3 参照）。

Q 7 耐震補強工事に伴い、教室の用途を変更する場合、補助の対象となるのはどのような経費ですか？

A 7 耐震補強工事に伴い、必要となる教室の変更のための工事であれば補助対象となります。しかし、当該教室の用途変更に伴う移設費や他の教室の改修工事費は対象となりません。なお、教室の用途変更を行う場合は、行政官庁への届出が必要になりますので、事前に確認をとってください。

＜耐震改築工事＞

Q 1 補助対象となる建物はどのようなものですか？

A 1 昭和 56 年以前（新耐震設計基準公布前）に建てられた園舎、校舎等の教育施設です。鉄筋コンクリート、鉄骨・その他造の教育施設の外、木造のものも補助対象となります。

加えて、耐震診断を実施し、鉄筋コンクリート、鉄骨・その他造の場合は I_s 値がおおむね 0.7 に満たないこと若しくは q 値がおおむね 1.0 に満たないこと（または $C_{tu}S_d$ 値がおおむね 0.3 に満たないこと）、木造の場合は I_w 値がおおむね 1.1 に満たないこと等の診断結果が出た建物であることが必要です。

また、耐震補強工事に対する補助が原則ですが、補強では対応できない特別な理由がある場合は、改築の補助対象となります。

なお、上記指標が不明な建物については補助対象となりませんので、早急に耐震診断を実施し、耐震性の有無を確認してください。

Q 2 補強では対応できない特別な場合とは、どのような場合が想定されますか？

A 2 補強案を検討したところ、 I_s 値や I_w 値が極端に低く補強では十分な耐震性を確保できない、耐震性を確保するために窓等のほとんどの開口部をふさぐ必要があり、教育環境を著しく悪化させる等の理由が想定されます。

なお、耐震改築補助を申請する場合は、事業計画書を提出する際に理由書を提出していただきます。

Q 3 建物が古いので建て替えようと思いますが、補助対象となりますか？

A 3 建物の老朽化に伴う改築は、補助対象となりません。耐震診断を実施した結果、建物に耐震性がないことが判明し、かつ、補強工事では対応できない特別な理由がある場合に限り、改築の補助対象となります。

Q 4 耐震改築工事の補助率はどのくらいですか？

A 4 補助対象経費（1 学校・園当たり 3 億円を上限。ただし同一年度に複数の棟を対象として耐震補強を行う場合は、1 学校・園につき 6 億円）に対し、次表のとおりとなります。

なお、補助率は、当該建物における耐震性能数値のうち、最も低い値で判定し、棟ごとに適用します。

(木造) Iw 値が 0.7 以上 1.1 未満 (木造以外) Is 値が 0.3 以上 0.7 未満又は q 値が 0.5 以上 1.0 未満又は Ctusd 値が 0.15 以上 0.3 未満	補助対象経費の 2/3 以内
(木造) Iw 値が 0.7 未満 (木造以外) Is 値が 0.3 未満又は q 値が 0.5 未満又は Ctusd 値が 0.15 未満	補助対象経費の 4/5 以内

Q 5 補助の対象となる経費は何ですか？

A 5 補助対象経費は、補助対象面積に補助単価を乗じて得た額です。

補助対象面積は、耐震診断をした結果、鉄筋コンクリート、鉄骨・その他造の建物については、Is 値がおおむね 0.7 に満たない若しくは q 値がおおむね 1.0 に満たない（または Ctusd 値がおおむね 0.3 に満たない）フロアの面積。木造の場合は Iw 値がおおむね 1.1 に満たないフロアの面積になります。建物 1 棟ごとに算定します。

補助単価は、次の①と②のうちいずれか低い額とします。

① 補助対象建物が体育館の場合… 437, 239 円/㎡

校舎（体育館以外）の場合… 389, 642 円/㎡

② 新建物の建設工事費（補助対象外の経費を除く）を实施工事面積で除して得た額

Q 6 改築工事が複数年度にわたる場合は補助対象となりますか？

A 6 工事契約、着工、竣工、代金の支払いまでを同一年度中に終えていただくのが原則ですが、設計から改築工事の完了、代金の支払いまでが複数年度にまたがる場合も補助対象となり得ます。

その場合、補助対象経費の 3 分の 2 以内（又は 5 分の 4 以内）の額を補助金申請年度末の工事進捗割合で按分した額と、当該年度の契約代金支払額のうち、いずれか低い額が当該年度の補助金申請額となります。

翌年度以降の補助金については、予算が措置された場合にあらためて交付申請をしていただきます。したがって、複数年度にわたる耐震改築工事も補助対象となり得ますが、補助金申請年度の翌年度以降の補助金交付を保証するものではありません。

なお、改築工事が複数年度にまたがる場合で、改築工事の契約年度で申請をしない場合は、補助対象外となります。

Q 7 新築や増築は補助対象となりますか？

A 7 新築や増築は補助対象となりません。したがって、旧校舎を取り壊し別の棟に増築する場合は、補助対象となりません。

Q 8 補助対象建物が建っている場所とは異なる場所に新建物を建設する場合、補助対象となりますか？

A 8 補助対象建物を取り壊し、同じ場所に新たな建物を建設する場合を補助対象とするのが原則です。

ただし、法令上の制約など、やむを得ない理由により補助対象建物とは別の場所に建物を建設する場合にも、補助対象となり得る場合があります。

Q 9 校舎を取り壊し体育館を建設する場合、補助対象となりますか？

A 9 建物の用途を著しく変更する場合は、補助対象外となります。

Q 10 教室のみの旧校舎を取り壊し、教室と体育館のある新校舎を建設した場合、体育館部分も補助対象となりますか？

A 10 教室部分は改築であり対象となりますが、体育館部分は新築扱いとなるため対象とはなりません。

なお、補助単価の算定にあたり、新校舎の1㎡あたりの建設工事費を算出する際は、体育館部分を除いて算出してください。

Q 11 教室のみの旧校舎と、旧校舎とは別棟の体育館を取り壊し、新たに教室と体育館を合築した校舎を建設した場合、補助対象となりますか？

A 11 教室部分及び体育館部分ともに改築にあたるため、新校舎全体が補助対象となります。

Q12 対象となる工事費の範囲はどこまでですか？

A12 次のような工事に係る経費が補助対象です。

- (1) 実施設計費
- (2) 工事監理費
- (3) 補助対象施設の解体撤去費
- (4) 建物の躯体工事費（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）
- (5) 仕上げ関係工事費（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等）
- (6) 電気、照明設備、換気設備及び空調設備等の付帯工事（当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事及び同一敷地外の工事は付帯工事に含めない。）
- (7) その他必要と認められる工事

なお、家具又は備品とみなされるもの（机、いす、タンス及びカーテン等）は、建物に固定されていても原則として補助対象経費に含めない。又、建設工事中の代替校舎等、改築に伴う仮施設に係るものは補助対象経費に含めない。

Q13 改築を実施し、建物が変わってしまう場合、何か手続が必要ですか？

A13 設置基準所管である私学行政課小中高校担当又は区市幼稚園担当と事前に調整し、設置基準等を確認の上、了承を得た後に、改築工事を実施してください。

＜アスベスト対策工事＞

Q 1 アスベスト対策工事の対象となる建材とはどのようなものですか？

A 1 石綿障害予防規則第10条の規制対象とされている、建築物等に吹き付けられた石綿等※又は張り付けられた石綿等※が使用されている保温材、耐火被覆材等です。

※石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物

Q 2 耐震診断を行ったところ、アスベストがあることが判明しました。アスベスト除去と耐震補強を同時に行いますが、補助金はどのように申請したら良いでしょうか？

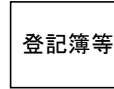
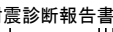
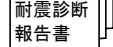
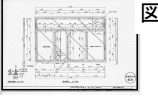
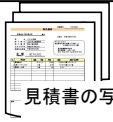
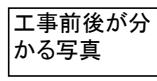
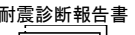
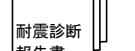
A 2 「私立学校安全対策促進事業費補助」の『耐震補強』及び『アスベスト対策工事』の両方に申請していただくことが可能です。設計や工事等をまとめて行われる場合は、それぞれ耐震補強の部分とアスベスト除去の部分が明確になるようにしてください。

Q 3 耐震補強工事とアスベスト対策工事、架設工事（足場組みなど）や撤去工事（天井はがしなど）の箇所が共通している場合は、どのように申請したら良いでしょうか？

A 3 工事箇所がいずれの対策にも重複して必要なものである場合、どちらの補助事業に算定していただいても結構です。各補助事業の補助率など勘案のうえ、ご申請ください。

Q 4 実施設計費は補助対象経費となりますか？

A 4 実施設計費については、補助金申請年度及びその前年度支出分を計上することができます（幼稚園における国庫補助対象事業を除く。）。

学校法人〇〇学園				我が校の中学校1号館(診断のみ)2号館(耐震診断と補強工事)と高校(耐震診断と補強工事)の提出書類は……？ 	提出書類事例
提出書類	〇〇中学校		〇〇高等学校		
	1号館	2号館			
	診断	診断・補強	診断・補強		
	1号館 	2号館 			
事業計画 1	1 部			添付書類	
事業計画 2	1 部				
計画書 1－1	1 部			 図面  見積書の写し  登記簿等  耐震診断報告書  耐震診断報告書	
計画書 1－2	1 部	1 部	1 部		
計画書 1－3	1 部	1 部	1 部		
計画書 2－1		1 部		 図面  見積書の写し  工事前後が分かる写真  耐震診断報告書  耐震診断報告書  工程表	
計画書 2－2		1 部	1 部		
計画書 2－3		1 部	1 部		

我が校の中学校1号館(診断のみ)2号館(耐震診断と補強工事)と高校(耐震診断と補強工事)の提出書類は……？

令和8年度私立学校安全対策促進事業費補助金 申請添付書類（耐震関係）

様式	提出書類		該当	耐震診断	耐震補強工事	耐震改築工事
事業計画書	1	図面	診 補 改	耐震診断を行う建物	診断を行った上で工事を行う建物	診断を行った建物と、新たに建設する建物
				大きさ:A4又はA3版 枚数:任意 内容:次の点が把握できる、申請内容に関する設計図書等 ① 用途(教育施設が補助対象。法人所有部や、教会部分、設置者住居などは対象外) ② 面積 ③ 補助対象申請部分(マーカー等で明示する)		
					④ 補強工事内容 ・補強箇所及び内容を明記し、見積書と数量及び内容を一致させる。 ・付帯工事も可能な範囲で明記する。 ・施工前後の各図面の添付や、「新設」「撤去後復旧」等の説明付記により、施工前後を比較できるようにする。	※①～③について、耐震性のない建物(旧建物)と、新建物の両方を用意する。
	2	建物面積計算表	改			①旧建物面積が計算できるもの フロア毎に耐震性の有無が異なる場合等は、それぞれの面積を算定できるもの ②新建物面積が計算できるもの ※図面上に記載しても可
	3	見積書コピー	診 補 改	耐震診断に関するもの	工事、実施設計に関するもの	工事、実施設計費等に関するもの
				①単価や数量まで把握できる明細まで添付する。 ②見積に補助対象外経費を含む場合は、補助対象を明示し、補助対象経費と補助対象外経費の各合計金額を記載する。		
				耐震診断に関するもの	工事、実施設計に関するもの	工事、実施設計費等に関するもの
				①3社以上の見積により契約を行った場合は2社以上の不採択分を添付する。 ②不採択業者の見積は、表紙及び総額の分かる部分の提出でも可(ただし現地調査の際に、見積書原本全体を確認する)		
	4	特命理由書	診 補 改	3社以上の見積や入札等によらない場合や、最低価格の見積を採用しない場合は、理由書を作成し添付する。		
	5	資金収支予算書	補 改		①学校法人は、補助金申請年度の予算書を提出する。 ②個人立等の設置者は、資金収支予算書に準ずるものとして、補助対象経費の収支に関する資料を提出する。	
	6	年度別財源内訳書	改			複数年度にわたる工事の場合提出する。
	7	工程表	補 改		工事の契約から支払までが、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に行われることがわかるものを提出する。 ※複数年度にわたる工事の場合は、工事の契約から支払までの年月日が分かるものに、年度別進捗状況(工事進捗率)を明示する。	
	8	耐震診断報告書コピー	診 補 改	完了している場合に、次の点が分かるように提出する ①現状(補強前)の耐震数値(Is値、Iw値等)が記述されている概要又は該当部分の抜粋		
				②補強計画(補強後)の耐震数値(Is値、Iw値等)が記述されている概要又は該当部分の抜粋	②補強計画(補強後)の耐震数値(Is値、Iw値等)が記述されている概要又は該当部分の抜粋	②補強計画(補強後)の耐震数値(Is値、Iw値等)が記述されている概要又は該当部分の抜粋
				③ ②がある場合は、補強計画図	③補強計画図	③ ②がある場合は、補強計画図
	9	対象建物確認書類	診 補 改	昭和56年以前(新耐震設計基準交付前)に建てられた建物であることが確認できる書類(建築確認関係書類や、登記簿等)のコピー		
						※旧建物に関するもの

令和8年度私立学校安全対策促進事業費補助金 申請添付書類（耐震関係）

様式	提出書類	該当	耐震診断	耐震補強工事	耐震改築工事	
交付申請書			※交付申請書提出時点で、補助事業の内容や金額等に関して事業計画書の内容に変更が生じている場合に、事業計画書の添付書類中、変更の影響がある書類を添付する。私学部から個別に資料を求める場合もある。			
	例1		事業計画書提出時点では見積書で計画を算定したが、契約時に端数の値引きがあった。	工事内容に変更はないので、 <u>金額の分かる契約書のコピー</u> 又は再度取った見積書のコピーを添付し、値引きの項目及び値引き額が分かるようにする。		
	例2		申請額に補助対象外経費が含まれていた。	補助対象経費に変更があるため、①補助対象外経費を明示した見積書のコピー、②補助対象経費計算表(任意)、③実際に施行する図面を添付する。		
実績報告書	1	契約書コピー	診 補 改	補助対象経費に係る全ての契約(事業計画書時点で提出した見積書(採択分)) 契約額、契約年月日、工期、契約者等が確認できる部分をコピーする。 注文書・請書形式による契約も可とする。		
	2	請求書コピー		補助対象経費に関する全ての支払に関するものを添付する。 ※請求書・領収書に補助対象外経費が含まれている場合は、補助対象経費に当たる金額を補記する。		
	3	領収書コピー		補助対象経費に関する全ての支払に関するものを添付する。 ※請求書・領収書に補助対象外経費が含まれている場合は、補助対象経費に当たる金額を補記する。		
	4	着手届コピー	補 改	工事の着手日が分かるものを添付する(受注者から発注者へ提出される形式)。		
	5	完了届コピー		工事の完了日が分かるものを添付する。竣工届や引渡書でも可(受注者から発注者へ提出される形式)。 ※当該年度に工事が終了する場合は添付する。		
	6	検査済証コピー		補強工事が確認検査を要する場合に添付する。 ※当該年度に工事が終了する場合は添付する。		
	7	写真		工事前後の写真(変化がわかるもの。工事中の写真もあるとなお良い)撮影日の分かる(又は記載した)写真を添付する。 写真のカラーコピー・デジタルカメラからの出力でも可。		
				当該年度に工事が終了しない場合は、年度末時点の工事状況を撮影して添付する。		
	8	耐震診断報告書コピー	診 補 改	これまでに未提出の場合、次の点が分かるように提出する ①現状(補強前)の耐震数値(Is値、Iw値等)が記述されている概要又は該当部分の抜粋 ②補強計画(補強後)の耐震数値(Is値、Iw値等)が記述されている概要又は該当部分の抜粋 ③ ②がある場合は、補強計画図 ②補強計画(補強後)の耐震数値(Is値、Iw値等)が記述されている概要又は該当部分の抜粋 ③補強計画図 ②補強計画(補強後)の耐震数値(Is値、Iw値等)が記述されている概要又は該当部分の抜粋 ③ ②がある場合は、補強計画図		
				※実績報告書提出時点で、補助事業の内容や金額等に関して交付申請内容に変更が生じている場合に、事業計画書及び交付申請の添付書類中、変更の影響がある書類を添付する。私学部から個別に資料を求める場合もある。		
		例1		交付申請時点では見積書で経費を算定したが、契約時に端数の値引きがあった。	工事内容に変更はないので、 <u>金額の分かる契約書のコピー</u> 又は再度取った見積書のコピーを添付し、値引きの項目及び値引き額が分かるようにする。	
		例2		工事を着工し、建物の実態を把握したことにより、使用材の規格や数量に変更が生じた。	工事内容に変更があるため、①金額の分かる契約書のコピー又は再度取った見積書のコピー、②実際に施行する図面を添付する。	

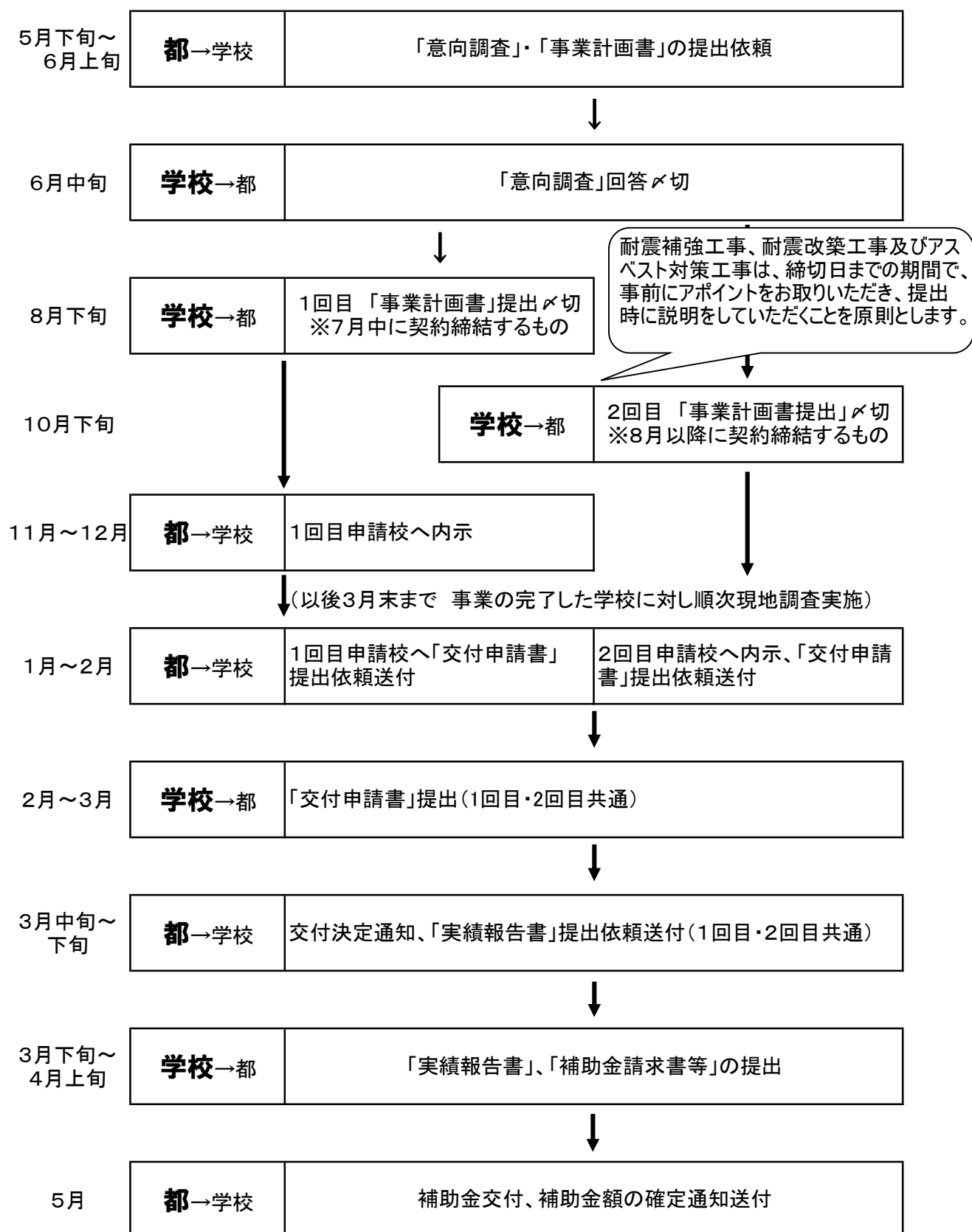
令和8年度私立学校安全対策促進事業費補助金 申請添付書類（アスベスト対策）

様式	提出書類		アスベスト対策工事	
事業計画書	1	図面	アスベスト対策工事を行う建物	
			大きさ:A4又はA3版 枚数:任意 内容:次の点が把握できる、申請内容に関する設計図書等	
			① 用途(教育施設が補助対象。法人所有部や、教会部分、設置者住居などは対象外)	
			② 面積	
			③ 補助対象申請部分(マーカー等で明示する)	
			④ 対策工事内容	
			・対策箇所及び内容を明記し、見積書と数量及び内容を一致させる。	
			・付帯工事も可能な範囲で明記する。	
			・施工前後の各図面の添付や、「新設」「撤去後復旧」等の説明付記により、施工前後を比較できるようにする。	
	2	見積書コピー	採択分	工事、実施設計、調査分析費に関するもの
			①単価や数量まで把握できる明細まで添付する。	
		不採択分	②見積に補助対象外経費を含む場合は、補助対象を明示し、補助対象経費と補助対象外経費の各合計金額を記載する。	
			工事、実施設計、調査分析費に関するもの	
		①3社以上の見積により契約を行った場合は2社以上の不採択分を添付する。		
		②不採択業者の見積は、表紙及び総額の分かる部分の提出でも可(ただし現地調査の際に、見積書原本全体を確認する)		
3	特命理由書	3社以上の見積や入札等によらない場合や、最低価格の見積を採用しない場合は、理由書を作成し添付する。		
4	資金収支予算書	①学校法人は、補助金申請年度の予算書を提出する。 ②個人立等の設置者は、資金収支予算書に準ずるものとして、補助対象経費の収支に関する資料を提出する。		
5	工程表	工事の契約から支払までが、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に行われることがわかるものを提出する。		
6	分析結果報告書又は設計図書等コピー	完了している場合に、次の点が分かるように提出する		
		①対象建物の分析調査報告書の中で、分析調査結果部分に付箋を貼り、該当部分をマーカー等で明示する。		
		②枚数が多い場合は、該当部分の抜粋		
		③分析結果報告書以外の方法によりアスベストの保有を確認した場合は、設計・施工業者等確認できる者による証明		
7	対象建物確認書類	平成8年以前に建てられた建物であることが確認できる書類(建築確認関係書類や、登記簿等)のコピー		

令和8年度私立学校安全対策促進事業費補助金 申請添付書類（アスベスト対策）

様式	提出書類	アスベスト対策工事	
交付申請書	※交付申請書提出時点で、補助事業の内容や金額等に関して事業計画書の内容に変更が生じている場合に、事業計画書の添付書類中、変更の影響がある書類を添付する。私学部から個別に資料を求める場合もある。		
	例1	事業計画書提出時点では見積書で計画を算定したが、契約時に端数の値引きがあった。	工事内容に変更はないので、 <u>金額の分かる契約書のコピー</u> 又は <u>再度取った見積書のコピー</u> を添付し、値引きの項目及び値引き額が分かるようにする。
	例2	申請額に補助対象外経費が含まれていた。	補助対象経費に変更があるため、①補助対象外経費を明示した見積書のコピー、②補助対象経費計算表(任意)、③実際に施行する図面を添付する。
実績報告書	1	契約書 コピー	補助対象経費に係る全ての契約(事業計画書時点で提出した見積書(採択分))
			契約額、契約年月日、工期、契約者等が確認できる部分をコピーする。
			注文書・請書形式による契約も可とする。
	2	請求書 コピー	補助対象経費に関する全ての支払に関するものを添付する。
			※請求書・領収書に補助対象外経費が含まれている場合は、補助対象経費に当たる金額を補記する。
	3	領収書 コピー	補助対象経費に関する全ての支払に関するものを添付する。領収書は、銀行への支払依頼書等でも代用可。
			※請求書・領収書に補助対象外経費が含まれている場合は、補助対象経費に当たる金額を補記する。
	4	着手届 コピー	工事の着手日が分かるものを添付する(受注者から発注者へ提出される形式)。
	5	完了届 コピー	工事の完了日が分かるものを添付する。竣工届や引渡書でも可(受注者から発注者へ提出される形式)。
	6	検査済証 コピー	対策工事が確認検査を要する場合に添付する。
	7	写真	工事前後の写真(変化がわかるもの。工事中の写真もあるとなお良い)撮影日の分かる(又は記載した)写真を添付する。写真のカラーコピー・デジタルカメラからの出力でも可。
8	分析結果報告書又は設計図書等 コピー	これまで未提出の場合に、次の点が分かるように提出する	
		①対象建物の分析調査報告書の中で、分析調査結果部分に付箋を貼り、該当部分をマーカー等で明示する。	
		②枚数が多い場合は、該当部分の抜粋	
		③分析結果報告書以外の方法によりアスベストの保有を確認した場合は、設計・施工業者等確認できる者による証明	
※実績報告書提出時点で、補助事業の内容や金額等に関して交付申請内容に変更が生じている場合に、事業計画書及び交付申請の添付書類中、変更の影響がある書類を添付する。私学部から個別に資料を求める場合もある。			
例1	交付申請時点では見積書で経費を算定したが、契約時に端数の値引きがあった。	工事内容に変更はないので、 <u>金額の分かる契約書のコピー</u> 又は <u>再度取った見積書のコピー</u> を添付し、値引きの項目及び値引き額が分かるようにする。	
例2	工事を着工し、建物の実態を把握したことにより、使用材の規格や数量に変更が生じた。	工事内容に変更があるため、①金額の分かる契約書のコピー又は再度取った見積書のコピー、②実際に施行する図面を添付する。	

令和8年度私立学校安全対策促進事業費補助金 事務スケジュール（予定）



※ 申請校数の増加などによって、事務スケジュールは変更の可能性があります。

補助金等交付財産の財産処分に係る事前協議の徹底について

都の補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産については、下記のような行為が制限されます。これらの行為を行うためには、原則としてあらかじめ知事の承認を受ける必要があります。

承認を受けずに処分等を行った場合、補助金交付の条件に違反し、交付決定の取消事由に該当する場合があります。

承認の手続きには一定の期間^(注1)が必要となるため、下記の行為に該当する恐れがある場合、承認までの十分な期間を見込んだうえで、必ず事前相談を行うようお願いいたします。

記

1 制限される行為例

- (1) 転用
- (2) 譲渡
- (3) 交換
- (4) 貸付
- (5) 取壊し
- (6) 廃棄
- (7) 担保に供する処分（抵当権の設定等）

2 その他

国庫補助金においても、同様の制限があります。都の補助金に関わらず、財産処分の恐れがある場合、必ず事前相談を行ってください。

(注1)

おおむね3か月程度です。事案によっては、これ以上の期間が必要となります。